

「社会教育士」を取得するための講習のご案内

令和7年度社会教育主事講習 ～分割講習～

社会教育士は文部科学省が認定する「称号」であり、
名刺、履歴書にも記載できます。

ご都合に合わせて分割受講が可能です。
資格取得を目指す方・旧一部科目指定講習対象者もOK

対象者

- ・「社会教育主事講習等規程」第2条各号のいずれかに該当する方
- ・令和元年度以前の講習または養成課程の修了者(社会教育主事となる資格を得るために修得すべきすべての科目を習得している方)

開設科目・受講形式・日程

- | | | | |
|----------|-----|------------|----------------------|
| ・生涯学習概論 | 2単位 | オンデマンド | 8/21(木)～9/12(金) |
| ・社会教育演習 | 2単位 | 対面式(宇都宮会場) | 9/13(土)～9/15(月) 祝日 |
| ・社会教育経営論 | 2単位 | 対面式(水戸会場) | 11/1(土)～11/3(月) 祝日 |
| ・生涯学習支援論 | 2単位 | 対面式(水戸会場) | 11/22(土)～11/24(月) 振休 |

受講料

1科目 12,375円

定員

各科目 30名

申込受付期間

オンデマンド・宇都宮会場(宇都宮大学)から受講の方

6月13日(金)～6月30日(月)

水戸会場(水戸生涯学習センター)から受講の方

8月25日(月)～9月16日(火)

申込方法

宇都宮大学ホームページにて実施要項(5月頃掲載予定)を確認後、実施要項に従ってお申し込み下さい。

問合せ先

社会教育主事講習窓口 E-mail: uu-syakyoshuji@a.utsunomiya-u.ac.jp

資格取得を目指す方の 受講要件

「社会教育主事講習等規程」第2条各号

- 第二条 講習を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- 一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者又は社会教育法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第十七号。以下「改正法」という。）附則第二項の規定に該当する者
 - 二 教育職員の普通免許状を有する者
 - 三 二年以上法第九条の四第一号イ及びロに規定する職にあつた者又は同号ハに規定する業務に従事した者
 - 四 四年以上法第九条の四第二号に規定する職にあつた者
 - 五 その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者

資格を既にお持ちの方が 受講する科目

「社会教育経営論」(2単位)・「生涯学習支援論」(2単位)を新たに受講し、単位を修得すれば、社会教育士の称号を得られます。

会場・講習時間について

宇都宮会場

宇都宮大学峰キャンパス

5号館C棟2階 5C21教室

8:40～17:30

実施要項は、
宇都宮大学ホームページ
トピックスより
確認してください。→



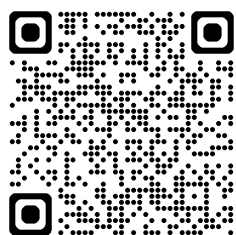
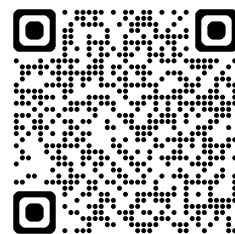
水戸会場

茨城県水戸生涯学習センター

三の丸庁舎3階 中講座室

9:00～17:50

水戸生涯学習センター
ホームページはこちら→



←分割講習ガイドにて、
受講の流れ等を確認できます。

本講習は、文科省の委嘱事業となります。現時点（R7年3月現在）では採択結果待ち中で、掲載内容は計画内容であり、あくまで予定となりますのでご留意ください